

弁理士法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）

改正案		現行											
<p>目次</p> <p>第一章 仲裁機関の指定（第一条）</p> <p>第二章 弁理士試験等</p> <p>第一節 弁理士試験（第二条 第十二条）</p> <p>第二節 特定侵害訴訟代理業務試験（第十三条 第二十一条）</p> <p>第三章 登録（第二十二條 第二十四條）</p> <p>第四章 継続研修（第二十五條 第二十八條）</p> <p>第五章 特許業務法人（第二十九條 第三十三條）</p> <p>第六章 情報の公表（第三十四條・第三十五條）</p> <p>第七章 業務の制限の解除（第三十六條 第三十九條）</p> <p>附則</p> <p>第二章 弁理士試験等</p> <p>第一節 弁理士試験</p> <p>第三条 法第十条第二項第二号に規定する経済産業省令で定める科目は、次の表の上欄の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる科目について行う試験の出題については、それぞれ同表の下欄に掲げる選択問題のうち受験者が選択するいずれか一のものにより行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>科目</th> <th>選択問題</th> </tr> <tr> <td>理工（工学）</td> <td>基礎材料力学</td> </tr> </table>		科目	選択問題	理工（工学）	基礎材料力学	<p>目次</p> <p>第一章 仲裁機関の指定（第一条）</p> <p>第二章 弁理士試験等</p> <p>第一節 弁理士試験（第二条 第十条）</p> <p>第二節 特定侵害訴訟代理業務試験（第十条の二 第十条の十）</p> <p>第三章 登録（第十一条 第十二条の二）</p> <p>第四章 特許業務法人（第十二条の三 第十二条の七）</p> <p>第五章 業務の制限の解除（第十三条 第十六条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 弁理士試験等</p> <p>第一節 弁理士試験</p> <p>第三条 法第十条第二項第二号に規定する経済産業省令で定める科目は、次の表の上欄の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる科目について行う試験の出題については、それぞれ同表の中欄に掲げる共通問題及び同表の下欄に掲げる選択問題のうち受験者が選択するいずれか一のものにより行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>科目</th> <th>共通問題</th> <th>選択問題</th> </tr> <tr> <td>地球工学</td> <td>基礎構造力学</td> <td>建築構造</td> </tr> </table>		科目	共通問題	選択問題	地球工学	基礎構造力学	建築構造
科目	選択問題												
理工（工学）	基礎材料力学												
科目	共通問題	選択問題											
地球工学	基礎構造力学	建築構造											

	流体力学 熱力学 制御工学 基礎構造力学 建築構造 土質工学 環境工学
二 理工 (数学・物理)	基礎物理学 計測工学 光学 電子デバイス工学 電磁気学 回路理論 エネルギー工学
三 理工 (化学)	化学一般 有機化学 無機化学 材料工学 薬学 環境化学
四 理工 (生物)	生物学一般 生物化学 生命工学 資源生物学
五 理工 (情報)	情報理論 情報工学 通信工学 計算機工学

二 機械工学	基礎材料力学	土質工学 環境工学 流体力学 熱力学 制御工学
三 物理工学	物理学	制御工学 計測工学 光学 電子デバイス工学 電磁気学 回路理論 エネルギー工学 通信工学
四 情報通信工学	情報理論	通信工学 計算機工学 情報工学
五 応用化学	化学	有機化学 無機化学 材料工学 薬学 環境化学 生物化学
六 バイオテクノ ロジー	生物学	薬学 環境化学 生物化学
七 弁理士の業務	民法	民事訴訟法 資源生物学 生命工学 生物化学 環境化学

<p>六 法律（弁理士の業務に関する法律）</p>	<p>民法 民事訴訟法 著作権法 不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 行政法 国際私法</p>
<p>第四条（略）</p>	
<p>第五条（略）</p>	
<p>第六条（略）</p>	
<p>第七条（略）</p>	
<p>第八条（略）</p>	
<p>第九条（略）</p>	
<p>第十条（略）</p>	
<p>第十一条（略）</p>	
<p>第十二条（略）</p>	

第二節 特定侵害訴訟代理業務試験

<p>に関する法律</p>		<p>著作権法 不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 行政法 国際私法</p>
<p>第三条の二（略）</p>		
<p>第四条（略）</p>		
<p>第四条の二（略）</p>		
<p>第五条（略）</p>		
<p>第六条（略）</p>		
<p>第七条（略）</p>		
<p>第八条（略）</p>		
<p>第九条（略）</p>		
<p>第十条（略）</p>		

第二節 特定侵害訴訟代理業務試験

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

(受験願書等)

第十七条 特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、工業所有権審議会の定める様式の受験願書に写真及び日本弁理士会が交付する第十四条第二項に規定する研修の修了証明書を添付し、当該願書の受付期間内に、工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

2 (略)

第十八条 (略)

第十九条 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第三章 登録

第二十二条 (略)

第十条の二 (略)

第十条の三 (略)

第十条の四 (略)

第十条の五 (略)

(受験願書等)

第十条の六 特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、工業所有権審議会の定める様式の受験願書に写真及び日本弁理士会が交付する第十条の三第二項に規定する研修の修了証明書を添付し、当該願書の受付期間内に、工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

2 (略)

第十条の七 (略)

第十条の八 (略)

第十条の九 (略)

第十条の十 (略)

第三章 登録

第十一条 (略)

第二十三条 (略)

(特定侵害訴訟代理業務の付記)

第二十四条 (略)

2 法第二十七条の二第二項に規定する経済産業省令で定める事項は、第二十二条第一項第四号の登録番号とする。

第四章 継続研修

(継続研修)

第二十五条 弁理士は、日本弁理士会の指定する四月一日を始期とする五年間(以下「研修期間」という。)(ことにつき、日本弁理士会が行う法第三十一条の二に規定する研修(以下「継続研修」という。)(を七十単位(以下「必要単位数」という。)(以上受けるものとする。

2 前項の単位の計算方法については、講義により行う研修一時間を一単位とすることを基本として、研修の方法ごとに日本弁理士会が定めるところによる。

(継続研修の免除)

第二十六条 弁理士は、研修期間を通じて、次に掲げる事由のいづれかにより弁理士としての業務を行わない場合又は行わないと見込まれる場合には、日本弁理士会会長(以下「会長」という。)(に対し、当該研修期間の継続研修の免除を申請することができる。

- 一 負傷又は疾病のために療養すること。
- 二 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。

第十二条 (略)

(特定侵害訴訟代理業務の付記)

第十二条の二 (略)

2 法第二十七条の二第二項に規定する経済産業省令で定める事項は、第十一条第一項第四号の登録番号とする。

- 三 国又は地方公共団体に常時勤務すること。
- 四 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者であること。
- 五 弁理士としての業務を行わないことが相当である事由であつて、前各号に準ずるもの
- 2 弁理士は、前項の規定による申請をする場合には、遅滞なく、様式第一により作成した継続研修の免除申請書に、前項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付して、会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、経済産業大臣の承認を経て、当該申請をした弁理士に対し、当該申請に係る継続研修の免除をすることができる。
- 4 会長は、前項の承認を受けようとするときは、経済産業大臣に対し、第一項の規定による申請に対する意見を付して必要な書類を送付するものとする。
- 5 経済産業大臣は、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、第三項の承認をするものとする。
- 6 第一項の規定による申請をした弁理士は、当該申請に係る第三項の規定による継続研修の免除がされた場合においては、当該研修期間の継続研修を受けることを要しない。
- 7 第一項の規定による申請をした弁理士は、同項各号の事由が消滅したときは、速やかに、会長にその旨を届け出なければならない。

（必要単位数の軽減）

第二十七条 弁理士は、前条第一項各号に掲げる事由のいずれかにより弁理士としての業務を行わない期間が研修期間の相当の

部分に及び場合若しくは及びと見込まれる場合又は必要単位数の軽減を認めるに足りる相当な理由がある場合には、会長に対し、当該研修期間の継続研修について必要単位数の軽減を申請することができる。

2 弁理士は、前項の規定による申請をする場合には、遅滞なく、様式第二により作成した継続研修の軽減申請書に、前条第一項各号に掲げる事由のいづれかに該当することを証する書類を添付して、会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、別表に定める基準に従い、経済産業大臣の承認を経て、当該申請をした弁理士に対し、当該申請に係る継続研修の必要単位数の軽減をすることができる。

4 会長は、前項の承認を受けようとするときは、経済産業大臣に対し、第一項の規定による申請に対する意見を付して必要な書類を送付するものとする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、第三項の承認をするものとする。

6 第一項の規定による申請をした弁理士は、当該申請に係る第三項の規定による継続研修の必要単位数の軽減がされた場合において、当該研修期間において、軽減された単位数の研修を受けることを要しない。

7 第一項の規定による申請をした弁理士は、前条第一項各号の事由が消滅したときは、速やかに、会長にその旨を届け出なければならない。

(実施計画の承認及び実施状況の報告)

第二十八条 日本弁理士会は、継続研修を行おうとする事業年度

の開始前に、継続研修の実施計画を作成し、事業年度ごとにあ
らかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、法第七十一条第一項の規定に基づき、日本
弁理士会に対し、事業年度ごとに、継続研修の実施状況の報告
を求めるものとする。

第五章 特許業務法人

(会計帳簿)

第二十九条 (略)

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(法第七十五条に規定する
電磁的記録をいう。第三十一条において同じ。)をもつて作成
及び保存をしなければならない。

3 9 (略)

第三十条 (略)

第三十一条 (略)

第三十二条 (略)

第三十三条 (略)

第六章 情報の公表

(公表事項)

第三十四条 法第七十七条の二第一項に規定する経済産業省令で
定めるものは、次に掲げるものとする。

第四章 特許業務法人

(会計帳簿)

第十二条の三 (略)

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(法第七十五条に規定する
電磁的記録をいう。第十二条の五において同じ。)をもつて作
成及び保存をしなければならない。

3 9 (略)

第十二条の四 (略)

第十二条の五 (略)

第十二条の六 (略)

第十二条の七 (略)

- 一 弁理士の氏名
 - 二 事務所の所在地の都道府県名及び市区町村名並びに当該事務所の名称
 - 三 資格取得の事由
 - 四 法第十七条第一項の規定により弁理士登録簿に登録を受けた登録年月日及び登録番号であつて、最新のもの
 - 五 弁理士登録簿の通算登録期間
 - 六 法第二十七条の三第一項の規定により特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた年月日であつて、最新のもの
 - 七 弁理士が取り扱う主要な分野に関する事項
 - 八 継続研修の受講状況
 - 九 法第三十二条第一号に掲げる処分に関する事項（当該処分を受けた弁理士であつて、処分の日から一年を経過していないものに係るものに限る。）
 - 十 法第三十二条第二号に掲げる処分に関する事項（当該処分を受けた弁理士であつて、処分の期間終了の日から一年を経過していないものに係るものに限る。）
- 第三十五条 法第七十七条の二第二項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、前条各号に掲げる事項を、日本弁理士会がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。
- 2 前項のインターネットの利用による公表は、弁理士に事務を依頼しようとする者が弁理士の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で弁理士を選択することを支援するため、弁理士に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットを活用した方法によるものとする。

第七章 業務の制限の解除

(登録又は登録の抹消若しくは回復の申請)

第三十六条 弁理士法施行令(以下「令」という。)(第五条第九号)に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

一～三 (略)

四 特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第三十条の二(実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)第七条、意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)第七条及び商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)第十条)において準用する場合を含む。()の規定による書面の提出

(特許証等の再交付の請求)

第三十七条 令第五条第十号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第六十七条(実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)第二十三条第十二項、意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)第十九条第八項及び商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)第二十二条第九項)において準用する場合を含む。()の規定による再交付の請求とする。

(学術団体又は博覧会の指定の申請)

第三十八条 令第五条第十一号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則第十九条第一項(実用新案法施行規則第二十三条第二項)において準用する場合を含む。()、特許法施行規則第二十一条の二第一項(実用新案法施行規則第二十三条第三項)及び商標法施行規則第二十二条第二項において準用する

第五章 業務の制限の解除

(登録又は登録の抹消若しくは回復の申請)

第十三条 弁理士法施行令(以下「令」という。)(第六条第九号)に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

一～三 (略)

四 特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第三十条の二(実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)第七条、意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)第七条及び商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)第十条)で準用する場合を含む。()の規定による書面の提出

(特許証等の再交付の請求)

第十四条 令第六条第十号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第六十七条(実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)第二十三条第十二項、意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)第十九条第八項及び商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)第二十二条第九項)で準用する場合を含む。()の規定による再交付の請求とする。

(学術団体又は博覧会の指定の申請)

第十五条 令第六条第十一号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則第十九条第一項(実用新案法施行規則第二十三条第二項)で準用する場合を含む。()、特許法施行規則第二十一条の二第一項(実用新案法施行規則第二十三条第三項)及び商標法施行規則第二十二条第二項で準用する場合を含む。()

場合を含む。()の規定による申請書の提出とする。

(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定の申請)
 第三十九条 令第五条第十二号に規定する経済産業省令で定める
 手続は、商標法施行規則第一条第一項の規定による申請書の提
 出とする。

別表(第二十七条第二項関係)

第二十六条第一項各号に掲げる事由により業務 を行わない期間	軽減される 単位数
一 研修期間の十分の一以上五分の一未満の期間	七単位
一 研修期間の五分の一以上十分の三未満の期間	十四単位
一 研修期間の十分の三以上五分の二未満の期間	二十一単位
一 研修期間の五分の二以上二分の一未満の期間	二十八単位
一 研修期間の二分の一以上五分の三未満の期間	三十五単位
一 研修期間の五分の三以上十分の七未満の期間	四十二単位
一 研修期間の十分の七以上五分の四未満の期間	四十九単位
一 研修期間の五分の四以上十分の九未満の期間	五十六単位
一 研修期間の十分の九以上の期間	六十三単位

の規定による申請書の提出とする。

(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定の申請)
 第十六条 令第六条第十二号に規定する経済産業省令で定める手
 続は、商標法施行規則第一条第一項の規定による申請書の提出
 とする。